

平成 21 年 度 第 4 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 1 年 5 月 2 0 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 5 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

第4回定例会議事日程

- 1 日 時 平成21年5月20日(水) 午後2時
- 2 場 所 八王子市役所 5階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 第1 第8号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について
- 第2 第9号議案 平成22年度中学校使用教科用図書採択要綱について
- 4 報告事項
- ・八王子市立学校における学校運営協議会委員について (教育総務課)
 - ・八王子市生涯学習審議会の答申について (生涯学習総務課)
-

第4回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成21年5月20日(水) 午後2時
- 2 場 所 八王子市役所 5階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 第1 第10号議案 市議会臨時会提出議案の意見聴取について
-

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員長	（1番）	小田原	榮
委員	（2番）	和田	孝
委員	（3番）	川上	剋美
委員	（4番）	水崎	知代
教育長	（5番）	石川	和昭

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川	和昭
学校教育部長	石垣	繁雄
学校教育部参事 指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	由井	良昌
教育総務課長	穂坂	敏明
学校教育部主幹 （企画調整担当）	穴井	由美子
施設整備課長	萩生田	孝
学事課長	野村	みゆき
学校教育部主幹 （中学校給食担当）	小松	正照
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	海野	千細
指導室統括指導主事 （企画調整担当）	宇都宮	聡
指導室統括指導主事 （教育センター担当）	内野	雄史
指導室統括指導主事 （教育施設担当）	宮崎	倉太郎
指導室前任指導主事	所	夏目
生涯学習スポーツ部長	榎本	茂保
生涯学習スポーツ部参事 （八王子市図書館長）	坂倉	仁
生涯学習総務課長	桑原	次夫
スポーツ振興課長	遠藤	辰雄

学 習 支 援 課 長
文 化 財 課 長
生涯学習スポーツ部主幹
(スポーツ施設担当)
生涯学習スポーツ部主幹
(生涯学習センター図書館長)

設 楽 いづみ
渡 辺 徳 康
若 林 育 男
遠 藤 幸 保

学 事 課 主 査
教 育 総 務 課 主 査
生涯学習総務課主査
教 育 総 務 課 主 査

平 塚 裕 之
町 田 和 雄
山 野 井 寛 之
後 藤 浩 之

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 副 主 査
教 育 総 務 課 主 任

小 林 なつ子
佐 藤 秀 靖

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせをいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、平成21年度第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は2番和田孝委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

なお、本日追加日程の提出がありましたが、これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。

小田原委員長 それでは日程に従いまして、進行いたします。

日程第1、第8号議案八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定についてを、議題に供します。

本案について、学事課から説明願います。

野村学事課長 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の設定について、提案するものでございます。

八王子市の市立小学校及び中学校の指定に関する規則の中の第7条のところでございますけれども、指定校変更に係る理由でございます。

細かいところについては、学事課の主査、平塚の方から御説明申し上げます。

平塚学事課主査 それでは、第8号議案、指定に関する規則の改正内容について御説明いたします。

改正点につきましては、同規則第7条の就学すべき市立学校の変更について、その具体的な承認基準を定めました。別表第3を改訂するものでございます。

改正理由といたしましては、2点ございまして、1点目はまず、兄弟関係による指定校変更の承認理由の弾力化でございます。これについては、これまで兄弟関係が就学している学校に、その弟妹がその指定校の変更を希望する場合については、その兄弟が指定校変更により就学していたのみ、その弟妹の指定校変更を承認するものとしてございました。

この承認理由を緩和し、兄弟が指定校変更、または、学校選択制で入っているという理由を問わず、その弟妹が希望すれば、希望した学校に就学、指定校の変更をするように

改めるものでございます。

この取り扱いにつきましては、学校選択制が定着していて、その弟妹、兄姉が指定校以外の学校に入った場合について、特に指定校変更、学校選択制、その理由を求める必要がなくなったものと判断したものでございます。

なお、この承認理由が適用される状況につきましては、学校選択制により選択除外や抽せんを実施した場合、その抽せんにもれた場合にこの指定校変更の承認が適用されるものでありまして、学校選択制で余裕がある状況であれば、学校選択制度が優先的に適用になりますので、この指定校変更の影響は受けないものとなっております。

2点目です。2点目につきましては、就学変更、就学校の変更に係る要件の具体的明示についてでございます。これまで、就学校の変更についてはさまざまな理由から教育的配慮として、柔軟に個々の相談に応じながら、正当な理由として就学校の変更を認めた経緯がございますが、より保護者に具体的な要件を明示する必要性があると判断した者から、いじめや不登校など具体的な理由を規則に明示するものでございます。

なお、これにつきましては、文部科学省からも「就学に関する事務の適正化等について」という通知が出ておりまして、各市町村の方に具体的な理由を明記するように求めているところでございます。

なお、改正年月日でございますが、本議案の可決後公布の日から施行するものとしたと考えております。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 学事課の説明は終わりました。本案について、御質疑ございませんか。

川上委員 先ほど、7条の方の指定校の弾力化ということもよくわかるのですが、一つ一つの条件が変わることによって、この規則を変えなければならないというのも大変だなというふうに思いますし、それが一つ。

それから、12条の方は今、御説明の中にありました保護者に具体的に明示する必要性があるのかということですけど、その明示する必要性をお聞かせいただけますか。

野村学事課長 一つ一つ変わったところで、規則を改正するというのも、やはり、もしできるのであれば、選択者に有利なのであれば、できるだけ早くお示ししたいというのが大きな理由でございます。

また、この必要性ということなのですが、いじめという言葉、それから不登校という言葉、いろいろと抵抗もあったり、考え方もいろいろあるとは思いますが、やはり学

校の中で集団生活をする中で、子どもたちがうまく適応できなかつたりとか、そういうふうなことがあって、仮に保護者またはその当人がいじめられているというふうに感じたときに、その学校の中だけでどうしても友人関係であるとか、学習環境が十分でないというふうに判断したときに、ほかの学校でも幾らでもやり直すチャンスがあるのだということをも具体的に知らせたいというふうな思いからでございます。その必要性、そのことを必要性というふうに判断をし、具体的な言葉を挙げて、多くの保護者なり本人なり、通知をしたい、周知をしたいというところでございます。

川上委員　今の説明の中で、不適応という言葉をおっしゃいました。不適応は、それはそちら側からいじめというふうな感じ方、いじめられたというふうに感じて、それが不適応の理由としてよそへかわりたいと、それは、その本人にとっては当然そうだとは思いますが、それでいじめがあったということになるのですか。

野村学事課長　いじめというのは、あったか、なかったかというのは、なかなか難しいと思うのですが、やはり、もし仮にいじめられているというふうに感じた人があったら、それがいじめだというふうに思います。本人がいじめられているのだというふうに感じたら、それはいじめになるんだと思います。その中で、十分な話し合いができる、お友達同士話し合いができる、先生を通して話し合いができるという環境があれば、そんなことにはならなかったのかなというふうには思います。

川上委員　今までに、多分、実例があったのだろうというふうに私はこれを見て思います。いじめられたと感じたら、いじめがあったという考え方、今は一般的にそういうふうと言われるかもしれませんが、それは反対の場合もあるんじゃないかなというときがありまして、逆にいじめという言葉を使って、そのようにして言葉で言うとしても難しいですけれども、いじめがあったというふうなことにしてしまうようなことが、私はちょっと疑問なんですけど。いろいろな状況から、それからいろいろな具体例があったということから、これをした方がよいというお考えというのはわかるのですけれども、やはり、こういう書きものにいじめとか、不登校と書くのは、私は適切ではないように思います。ただ、必要性ということの意味をどこまで、御説明いただけるか。

平塚学事課主査　今、この中でいじめの定義を云々ということではございませんが、いじめという部分について、現実、そういった事例があるというふうに認識をせざるを得ないという状況だというふうに考えております。それは、実際にそういう申し立てをする保護者からのお話しも踏まえてなのですから、程度の問題、いろんな部分、学校側の指導

の問題、いろいろな部分があると思うのですけれども、包括した中で現状いじめという部分があって、それを学校で一生懸命解決しているのですけれども、環境をかえるという、学校をかえるという最終的な選択肢で対応せざるを得ないケースが実際にあるというふうに認識しております。

川上委員 御説明よくわかるのですが、私が伺いたいこととはちょっと違うかと、結構です。

小田原委員長 そのほか、御意見ございませんか。

和田委員 私は今まで、事例として幾つかこういうものを抱えた上、背景があって、このいじめ、不登校という言葉を入れざるを得ない状況があったんじゃないかなということで、この文言を入れることについて理解をしたいと思うのですが、一方で、やはり受けとめ方として、ここに正式な形で承認基準の中にあるから、認めていくという学校側の姿勢が安易に行われぬように、ぜひ、努力をしていただくようにこの通知なりをするときに、学校にぜひ、きちんと伝えていただきたい。最大限の努力をした後でということをお前提にするということ。

それから、もう一つはいじめ、不登校と二つに限定しているのですが、この後の「等」というので、また後になってつけ加えるとか、そういうようなことの心配はございませんか。

例えば、「等」と言う中で、ほかの事例で何かあるようでしたら、ちょっと教えていただいて、その必要性がなければそれで結構なのですけれども。

平塚学事課主査 特には、ここ数年、こういった場面の相談、教育的配慮を要するという質問、相談について、大きな差異がないので、これ以上、いじめや不登校という具体的に提起する文言は考えなくていいのかなというふうには考えておりますが、現状といたしまして、最近特には、DVで避難というような方への対応ということで、これは住民票が動かせないということですので、指定校変更の規則の中では、正規な手続ができない部分がございます。

そういった部分を教育的配慮ということで、実際の住所、避難先に応じた形で就学させるというケースが増えているのが事実です。ただ、こちらについても今のところ、DVによる避難という部分については、これは逆の意味で明言するのは適当でない判断をしております。その他、後は個々の本当に稀な事例ということですので、こういった規則の中ですべてのものを網羅して明示するというのも、なかなかできない状況がありますので、

現状では特にいじめや不登校ということで足りるかなというふうに判断しております。

小田原委員長　　ということですが。どうぞ。

和田委員　　繰り返しになりますけれども、ほかの学校などの例では、例えば、いじめにかかわって学校をかわったのだけれども、結局はまたその学校の中でうまく適応ができないというような例もあるので、先ほどのこと繰り返しになりますけれども、学校の方には最大限自分の学校での御指導や対応をしていただくようお願いをしたいと思います。

平塚学事課主査　　これら教育配慮に関しましては、規則の整備以上に個々の事例にきちっと対応して、場合によっては指導室と連携しながら、在籍した学校と転校先の学校、そこと十分に連携をとるのが一番重要な点というふうに認識しておりますので、よろしく願いします。

小田原委員長　　よろしいですか。そのほか、ございませんか。

川上委員の質問に的確に答えていないというお話があったんだけど、それ以上踏み込んだ御回答は多分できないんじゃないかなと思うのですが、これを明記するには二つの意味合いが私はあると思うのです。

一つは、保護者、あるいは子どもたちがこういう理由でもって、指定校を変更することができるということを周知させるということ。

それから、もう一つは、いじめの定義が先ほど課長の方から若干あったわけなんです、そのいじめがあるから、何とかしてくれというのを学校に言っていた場合にも、学校がいじめはないんだというケースが、これは八王子に限らないのですが、結構ある。そのために不登校になってしまうというのは、これは八王子にもないわけではない。

その学校に行って、言ったにもかかわらず学校が受け入れてくれないから、不登校になったら、その席がなくなっちゃったというのは、これ最近聞いた話です。その席を戻してくれと、自分が行ったときに座る席がないじゃ困るからと言ったら、教卓の横に置かれたというのも、これは最近の話です。

だから、そういう学校が何とかしてくれとかいうのに対して、的確に対応する、そうでなければ、指定校変更というそういうことになってきますよと、そういう話にこれが注意喚起をもたらす役目を果たすのではないかなというふうにも思っているのです。

文科省からの通達があったということですが、通達があったからやるということじゃなくて、これは17年ごろの閣議決定で決定されている話なのです。それをあえてやっていないのが、結構あるわけだけれども、これ法律違反、法令違反になるのを承知でやってい

るのかどうか分かりませんが、その意味で言えば、先ほどそのほかに「等」が加わらないと言ったけれども、そうじゃない形でもういっぺん、通学の利便性あるいはじめ、不登校等以外にも、通達はあるわけですから、その点をどうするかということもいずれまた問題になるかもしれませんが、本市は学校選択制を取り入れていますので、そちらでカバーできるというふうに理解して、先ほど申し上げた2点の意味合いでこれは入れた方が、私はいいというふうに思うのですが、いかがですか。

川上委員 2点のうちの1点でございますけど、この規則があるからということですが、あった方がいいという考え方も、この規則があるのでこう、というふうに逆に利用されてしまうことも、私は懸念することも気持ちの中にあるのです。

ですから、先ほどから具体例が、事例があるのでしょうか。それで、多くがそうだから、これは置いておいた方がいいというお考えだというふうに思いますから、私が今言ったような反対の使われ方をしないように、心がけてほしいというふうに思うのですけれども。

小田原委員長 我々の方で、学校あるいは子どもたちに呼びかけるのがいいのか、学校の方でその点について何らかの手立てをとった方がいいのか。それはどうなんですか。

川上委員 今の言葉、よく理解できない…。

小田原委員長 逆の使われ方をしないようにするためには、では、どういうことをする。

川上委員 私が今申し上げた逆の使われ方をしないようにということは、先ほど和田委員がおっしゃったように、学校での対応をきちんとしないでこの規則があるから、では、はいこっちというふうな形に利用されないでほしいというふうな、利用しないでほしいというか。やっぱりそこでそのことを尽くす。周知の方法じゃないですね。

小田原委員長 学校が簡単にいじめがあったからうつしちゃって、いじめの根源を排除するというに働かない、それがまずいんだということ。そうですね。

川上委員 申し立てがあれば、すぐこの規則ができますよというふうにならないうまい、便利に使われてほしくないなというふうに思います。

小田原委員長 その辺が学校に対して、強力な周知、理解をさせて、いじめをとにかく発症させないんだということが、根本なんだということですね。そういうことを徹底していきたいということですね。

ということで、そのほか特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま、御提案の第8号議案につきましては、御提案のとおりに決定するという
ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第8号議案については、そのように決定することにいたしました。

なお、和田委員、川上委員からも御指摘ありましたけれども、周知方よろしくお願
いしたいと思います。

小田原委員長 次に、日程の第2、第9号議案平成22年度八王子市立中学校使用教科用
図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

宮崎指導室統括指導主事 平成22年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱につ
いて、提案をさせていただきます。

今回の採択は、現行の学習指導要領に基づいて検定を受けた教科書の採択であり、平成
24年4月の新学習指導要領実施までの2年間を使用する教科書でございます。

第9号議案の2ページ目の第5条の4をごらんください。今回は、社会科（歴史的
分野）以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないこと、並びに平成21年4月15
日付文部科学省初等中等教育局長通知「平成22年度使用教科書の選択について（通
知）」及び平成21年4月15日付文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「平成22
年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づきまして、社会（歴史的
分野）以外の種目につきましては、平成17年度採択に使用した中学校用教科書選定資料等
により採択を行うものといたします。

これに伴って、その下の5にあるとおり、社会（歴史的分野）について、教科用図書選
定検討委員会及び教科別調査部会を設置して、調査及び検討することといたします。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの説明は終わりました。

本案について、御質疑ございますか。御意見含めてどうぞ。

議事日程の議案の提示のタイトル、ここには「八王子市立」が抜けてますので、御訂正
いただきたいと思います。

きょうは、また歴史的な暑さが到来していますので、前近代的職場になっていますので、

委員長の発言がなければ上着を取ることができない世の中だそうですが、前回は申し上げたように委員長が言わなくても取ってもよろしゅうございますから、どうぞ。どこかの指導主事の世界と同じなっちはまずいと思いますので。

何か御質疑ございませんか、御意見含めて。

水崎委員 選定基準のところなのですけれども、第7条のところ「選定資料の作成にあたっては、次に示す選定基準に基づき実施するものとする。」「調査の観点」となっているのですけれども、去年、小学校の採択をするときに選定基準というのが詳しく書いてあったのです。

例えば、内容というところだと、児童の発達段階に対する配慮があるだとか、そういう細かいことを書いてあったのですけれども、中学校の場合はそれはここに載せる必要というのはないのでしょうか。それとも、やはりきちっと載せておいた方がいいものなのでしょうか。

宮崎指導室統括指導主事 小学校の場合、確かに御指摘のとおりで、かなり細かく設定されておりましてけれども、中学校の場合は、前回の資料という意味で言いますと、内容、構成、このとおりの5つの観点ということで、大きくりの形でお示しをしたという形になっております。

水崎委員 聞きとれなかったのですが、前回そうしてあるという、今、お話だったんですか、すみません、もう一回。

宮崎指導室統括指導主事 先ほど、申し上げましたように平成17年度の採択の資料を活用するという意味で申し上げましたけど、その部分です。

水崎委員 わかりました。

そうしましたら、前回のを利用するというんですか、それを使用するという形にするのであれば、18年度を選ぶときに採択要綱じゃなくて、採択要領ということで詳しく検討委員会の構成・任務だとか、そういったことを書いたのがあったと思うのです。それは、今回は必要はないのですか。

歴史的分野についてやることになると思うのですけれども、それについて採択要領というものは出さなくていいのですか。

17年4月13日決定ということで、18年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要領というのがあったと思うのです。ちょっと、私、去年これホームページか何かで抜き出したのかなと思うのですけれども、もし、私の間違いだったらすみません。

小田原委員長 質問の趣旨わかりました。

宮崎指導室統括指導主事 はい、それについて確認をしますけれども、いずれにしても、構成等、おっしゃったことについては別にお示しというか、定めなくてはならないかなとは思っております。

小田原委員長 そういうことでいいのですか。

宮崎指導室統括指導主事 この要綱では、そののところ、要綱ですので、この後、具体的な構成のメンバーのことですとか、そういうことについてはお示しするつもりでございます。

小田原委員長 ただ、第7条は水崎委員の指摘でよく考えてみると、「次に示す選定基準に基づき実施するものとする」とあって、調査の観点というこの表があると、次に示す選定基準にこれは相当するのですか。基準にはならないよね、これは。

宮崎指導室統括指導主事 観点に従ってという。

小田原委員長 そうすると今度は、その上の括弧の表題というか、条の内容を示す（選定基準及び教科書選定資料の様式等）という見出しが、これもおかしくなりますね。様式もないわけだし。指摘されて、ようやく気がついて大変申しわけないんですけど。

これは、この選定基準は、もし入れるとすれば小学校のときと同じような中身があれば、入れなければいけないということになるのでしょうか。この表だけで基準と様式には成り得ない、そういうことですよ。

どうですか、指導室で小学校を、あるいは17年度に作成したこの要綱で、何が抜けていて、何が応じなければいけないかということをおっしゃいますか。

水崎さん、どうですか。第7条の中身はこういう、この形。前回も。

その項目はあるのですか。項目というか、条項は。

宮崎指導室統括指導主事 条項。

小田原委員長 第7条のような条項というのは、あるのですか。

宮崎指導室統括指導主事 ちょっとお待ちください。

小田原委員長 東京都もこのような形で、そのままあるとは思えない。これは、どういうふうにするかというのは、ちょっと出ないと議案ですから。

宮崎指導室統括指導主事 前回の場合は、これは平成17年度に採択をしたものですが、検討すべき項目として内容・構成・分量・表記及び表現・使用上の便宜という示し方を。採択方針という中で示しております。

小田原委員長 方針は別でしょう。要綱でこういうふうに決めているところが、方針じゃないですか。

宮崎指導室統括指導主事 要綱の中には、前は入ってありませんでした。

小田原委員長 すると、なんで今回、入ったのですか。

宮崎指導室統括指導主事 昨年度、小学校を採択していただいたときに、そのような示し方をしておりましたので、その部分に今回も入れさせていただいたということでございます。

小田原委員長 それは突然入ったわけじゃなくて、何かあるんじゃないかな。この表は、どこからひいたわけですか。そうすると、その17年度の中にもこの表というのがあるのですか、調査の観点というのは。これ、どこから紛れ込んだんじゃないかな。この調査の観点は。選定資料の作成の際に留意すべきこととか、調査資料を作成するにあたっての観点とかいう話になると思うんですけど。

ちょっと、これはどうしますか。慌てる話ですか。次回では間に合わないですか。

宮崎指導室統括指導主事 そうですね、8月末までには選定を終えるというのが決まっておりますので。

小田原委員長 そういうことじゃなくて、次回6月3日で、6月最初の委員会。

宮崎指導室統括指導主事 日程はタイトになるかと思えますけれども、もう一度。

小田原委員長 再上程していただくということで、よろしいですか。もうちょっと中身を精査して御提案し直していただきたいというふうに思います。

そのほか、問題点ありますか。

水崎委員 すみません、第8条なのですけど、教科書センターとなっているのですけれども、小学校の方は、市民への周知という形になっていたと思うのです。これはどちらがいいのか、ちょっと御検討をしていただければと思います。

宮崎指導室統括指導主事 そこも含めて検討させていただきます。

小田原委員長 何か考えがあって、やったんじゃないの。そこを。突然、教科書センターというのが入っちゃったのですか。

宮崎指導室統括指導主事 教科書センターというものは設けまして、周知に努める中の教科書として、教科書センターというもののことを、ここに明確にしたということでございます。

小田原委員長 だから、教科書センターという場所を示すために言ったわけですか。そう

という言い方ですね。言うとするば。周知に努めるという言い方だったら、周知ということ
は項目になるけれども、そういう場所を明確にするとすれば、そのために周知するために
教科書センターを置く、あるのでしょうか、教科書センターというのは。

宮崎指導室統括指導主事 法的に位置づけられているものですので、この括弧の中がセン
ターということではなくて周知、市民への周知等の表記になるかと思えます。

小田原委員長 そう。どうかな。どちらがいいかという、教科書センターというのがあ
るんだということ、やっぱりおもくしたいとすれば、教科書センターにして下の文言を
変えていくということになるんじゃないのかな。そういう気持ちがあったから、こうい
ふふうに変えたんじゃないですか。と、思います。

由井学校教育部参事・指導室長事務取扱 今、統括からお話があったとおり、教科書セン
ターというのは、法律で定められていますので、その文言はきちんと入れなきゃいけない
と、そういう意味で入れたのだと思えますので、それも含めて、解答としてはそういうこ
とですけれども、含めて次回に説明させていただきたいと思えます。

小田原委員長 その文言、条文の方を変えるということで、努力してみたいと思いた
いと思えます。そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、お諮りいたしますが、ただいま指導室から御提案の第9号
議案については、お諮りするというよりは次回再提出ということで、よろしゅうございま
すか。そのように、お取り扱い願います。

小田原委員長 それでは、追加日程、第10号議案市議会臨時会提出議案の意見聴取につ
いてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

穂坂教育総務課長 第10号議案市議会臨時会提出議案の意見聴取についてを上程させて
いただきます。

詳細につきましては、後藤主査の方から御説明させていただきますので、よろしくお願
いいたします。

後藤教育総務課主査 教育総務課、後藤です。

それでは、第10号議案について御説明いたします。

本案は、八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条
例制定につきまして、議案の2枚目に添付してございますように、5月18日に市長から

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取がございました。それに対しまして、教育委員会の意見として回答するというものでございます。

それでは、市長から提出されます条例改正の内容ですけれども、第10号議案関連資料に沿いまして、御説明の方をさせていただきます。

八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例に規定されております期末手当の支給の割合を、現行100分の210、2.1カ月分から、100分の170、1.7月分に100分の40、0.4引き下げるというものでございます。

理由でございますけれども、経済情勢の悪化に伴いまして、人事院より本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置等の勧告がされまして、本市においてもその社会情勢に適応する必要があること、及び国や他団体等との均等を図ることから市長等の理事者から一般職員までの、本年6月の期末手当等の支給額を暫定的に引き下げようとするものでございます。

引き下げの割合については、関連資料の裏面をごらんいただきたいと思います。参考として掲載してございます市長以下、市長であれば2.1から1.6ということで0.5、市長以外の特別職が0.4、教育長については0.4の引き下げを図ろうというものでございます。

他市の状況でございますけれども、こちらの方で、事務局の方で把握させていただいて3自治体を挙げさせていただきました。相模原市については、0.15の引き下げ、立川市については0.2、町田市については据え置きというようなことで把握の方をしております。

本市においては、今、挙げました把握している他市よりも大きな引き下げということでございますけれども、昨今の社会情勢から異議ないものとして回答するという案でございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

当事者がいる前で発言しにくい部分があるかもしれませんが。都内の他市の話から言えば、かなり厳しい提示の仕方になっています。これはもうちょっと、当事者がいるからというわけじゃなくて、もうちょっと抑えることはできないのかというようなことも言えば、言えるわけです。比較の表が出ているところから言えば。

同じような、八王子と同規模の自治体はどうなのでしょう、全国的に見て。同じような、財政規模とかそういう点からいった場合に。

穂坂教育総務課長 申しわけございません、他市の状況という意味では、規模としては、今そこに出ている相模原市が同規模に値するのかなというふうに思いますけれども、そこを見るからには今言うように、八王子市の方がかなり踏み込んだ形でなっているということとして、その他の部分の市についてはまだ調べてございません。

小田原委員長 そうですか。もう一つ、質問いいですか。同じ2.1できたのが、どうしてこう、右の方の矢印になるとわかれるのでしょうか。同じにははいけないのですか。特に、この趣旨から言えば市長を1.6にするよりは、皆、1.7とか1.8にした方がいいんじゃないですか。同じ左が2.1であるならばです。下の1.4とかも1.7にするなんて言いませんから。

石垣学校教育部長 本会議で市長が答える話でして。

小田原委員長 市長が答える話ですか。教育委員会からは、教育委員会のある委員からはそのような意見が出たということ、ぜひ、お伝えいただきたいと思いますが、言いにくいことであれば、私が申し上げますけれども、そういうふうに言ってください。意見聴取、そういう意見があったと。

意見聴取というのは、賛同するかしないかというそういうことでしょう。

石垣学校教育部長 そこまで入りますね。

小田原委員長 それに、そういう意見もあったということをお伝えいただければありがたいのですが。

特にございませんか。よろしいですか。反対というのはないですか。反対という御意見ありませんか。あってもいいと思いますけど。それほど緊急なのかどうか、こういう御時世だから、やむを得ない措置であるということになりますかね。

ということでございますので、お諮りいたしますけれども、教育総務課から御提案の第10号議案につきましては、このように意見聴取について回答することについて、よろしゅうございますか。

そのように決定することにいたしました。

予定されている議案は以上ですので、続いて報告事項となります。教育総務課から順次御報告願います。

穂坂教育総務課長 それでは、八王子市立学校における学校運営協議会委員につきまして、

御報告をさし上げます。

詳細につきまして、町田主査の方から御説明いたします。

町田教育総務課主査 教育総務課主査、町田です。

八王子市立学校における学校運営協議会委員について御報告いたします。お配りしてある資料をごらんください。

城山中学校学校運営協議会の中西委員から、4月17日付で辞退願が提出されまして、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第7条の規定に基づき、教育長においてこれを戒告いたしております。

辞退の理由でございますが、城山中学校の学校運営委員会は平成20年度午後5時30分から開催しておりましたが、学校との連携や共同をより具体的に推進するために今年度より学校運営協議会委員が午後に学校の活動を見て、その日3時30分から協議会を開催することといたしました。

そのため、当該委員も日程の調整をいたしましたが、極めて困難な状況から辞退したいという申し出があったものでございます。

これにより委員に欠員が生じたので、規則第4条第5項の規定に基づき、新たな委員を任命することができますが、規則第4条第2項に基づき規定学校の校長から、5月8日付で推薦がなされましたので、規則第4条第4項によりこれを尊重して教育長において福島委員に決定いたしております。

後任の委員の任期でございますが、前任者の残任期間である平成22年3月31日までとなります。

なお、委嘱状については、学校運営協議会において公布する予定であります。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの報告は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございませんか。

よろしいですか。特にないようでございますので、それは教育長の決裁が終わったということで、御了承願います。

続いて、生涯学習総務課から御報告願います。

桑原生涯学習総務課長 それでは、二つ目の報告、八王子市生涯学習審議会の答申についてを御報告いたします。

八王子市の生涯学習プランは、平成16年3月に策定したものを現在期間が平成20年

度で満了しております。これに伴い、平成20年5月19日付をもって、八王子市教育委員会より八王子市の生涯学習の基本方策について諮問したところでございます。この度、21年、ことしの5月18日に答申がありました。これについて御報告します。

詳細については、課長補佐の山野井より御報告します。

山野井生涯学習総務課主査　それでは、八王子市生涯学習審議会からの答申について、御報告させていただきます。

内容につきましては、これからの八王子市における生涯学習振興の基本方針について、昨年の平成20年5月に八王子市生涯学習審議会へ諮問したもので、ことしの7月までの審議を得まして、八王子市における生涯学習施策の方向性を示すことを目的に答申が出されたものでございます。

内容としますと、答申内容です。答申は、全部で第5章からなっておりまして、本市のもつさまざまな地域性や多様性などを、「八王子の特性」をいかし、いつでも、どこでも、だれもが主体的に学ぶことができ、その学習成果をさまざまな場でいかすことができる生涯学習社会の実現。それから、市民と地域が生涯学習の主役となり、この八王子で学び、その成果を広くいかすことで、人や団体が相互につながっていく。さらにこれが、新たな学習へとつながっていくような生涯学習社会の実現。この2点を、八王子市の目指す生涯学習の基本理念としたところでございます。

続きまして、重点項目としまして、市民と行政が手を取り合い協働するさまざまな形の創設。それから、情報収集のネットワーク構築と情報の一元的な提供の仕組みづくり。

続きまして、身近な場所での生涯学習活動の場の提供と実施した事業の評価。生涯学習を実践する人材の育成と活用。これら4点を生涯学習推進の重点項目としております。

そのほか、生涯学習センターをはじめとした社会教育施設の充実や、効果的な活用の方策を検討していくことの重要性といった社会教育施設を核とした新たな施策の展開。

続きまして、これからの図書館のあり方としまして、地域や市民の課題解決を支援する機能を充実させるほか、効率的な図書館運営を目指すための方向性を提示したところでございます。

最後に今後の方針なのですが、この答申を受けまして、本日の定例会の後、6月に経営会議、それから市議会、文教経済委員会へ、それぞれ報告をいたします。なお、平成22年度から26年度までの生涯学習推進計画を、副市長を本部長とする八王子市生涯学習推進本部において策定いたします。この策定計画につきましては、今後、また骨格が

固まった時点で御報告したいと思っております。

以上でございます。

小田原委員長 これは、答申が出たその答申についての御報告であります。本件につきまして何か御質疑、御意見ございませんか。

これ、じっくり読む時間がなかったのですけれども、審議会に諮問して、お任せしたわけですからしょうがないのですけれども、必ずしも諮問に対応しているというふうには思えないのですけれども、生涯学習総務課としての見解は何かございませんか。

桑原生涯学習総務課長 諮問につきましては、3点の大きな点がございました。生涯学習の基本的な考え方と仕組みづくり。それから、生涯学習の学習機会及び学習環境の拡充整備の具体策、3つ目は、生涯学習の学習拠点となる生涯学習センターや図書館などの施設充実の具体策ということ、念頭におきまして、生涯学習審議会では議論をしたというふうに理解をしておりますが、委員長のところとちょっと食い違うところが。私どもそういう中では、審議会としては審議していただいたのかなというふうには理解をしております。

小田原委員長 個々に拾っていけば、このところはそういうふうに答えているのだなというふうにはなりますよ、説明としては。言えば、結びつくのだけれども。諮問の趣旨から言うと、こういう答申で、私は満足できないのですけれど。

例えば、概要もそうなんだけれども、 、 、 という形での答申になってこないでしょう、骨組みが。だから、それはしょうがないとして、その(2)のところでは、これはそれぞれを拾っていかないとというふうになりませんか。どこで、どういうふうにすればいいのかな。

山野井生涯学習総務課主査 (2)というのは、重点項目。

小田原委員長 (2)じゃない、ごめんなさい。諮問した機能、下記の諮問をした2番。ここで言っているのは、情報発信のあり方、事例開発とその事例について情報発信のあり方、並びにのところがあって、既成の学習拠点のほかに必要な環境の整備を、これとの提携のモデルというようなものもあるわけですが、そういうようなものはこの中にも入っているというふうに見た方がいいのか。トータル的な形でもって示されているわけではないのですね。

山野井生涯学習総務課主査 具体的なモデルという形で、いわゆるこういうモデルが考えられますという中身では、確かにはないです。10ページです、答申書の10ページに(3)としまして、団体企業、教育機関と連携した人材の活用と協働事業というくだりが

あるのですけれども、この部分がある意味では関係するところなのかなとは、我々はとらえてはいます。

小田原委員長　　そうですか。ほかの委員でいかがですか。

水崎委員　　内容はすみません、まだ目を通してないので、よくわからない、意見はないのですけれども、今、「ゆめおり教育プラン」の策定を策定委員会でやってますよね。これは、生涯学習の方の計画として位置づけるのですか。違いましたか。きょう資料を持って来ていないのでよくわからないのですけれど、生涯学習は生涯学習で何かやっていると言っていましたよね。それがこの計画に当たるものとして理解してよろしいのでしょうか。

桑原生涯学習総務課長　　基本的には、基本方針ですから、これが生涯学習の基本方針のたたきにはなります。

小田原委員長　　これから…。

桑原生涯学習総務課長　　先ほど御説明しましたように、これはあくまでも基本方針ですので、推進計画、いわゆるアクションプランというのもこれは生涯学習ですから、全庁的な事業としてこれから推進プランを、ことし1年間かけて進めます。いわゆるアクションプランです。ですから、あくまでも、生涯学習の基本方針のたたきだというふうに御理解いただければと思います。

水崎委員　　でしたら、日程的には間に合うのですか。教育プランの方のでき上がるのと、これとうまく歩調が合うようにはなってますか。

桑原生涯学習総務課長　　当然そちらとのすり合わせをしながら、進めていくということになるかと思います。

小田原委員長　　これはあちこちに振興基本計画ということがあるわけです。これが、今までは教育基本、その振興計画。それから、食育があるでしょう、それから生涯教育もある。そういうのがダブっている。一方で教育、「ゆめおり教育プラン」をつくらなきゃいけない。その「ゆめおり教育プラン」というのは教育振興基本計画を考えているわけですから、それに、これがこれも組み込まれてくるはずなのです、基本的には。けども、法律が、生涯学習にしても、基本計画をつくれというものだから、それを考えなきゃいけないのだけれども、考え方としては「ゆめおり教育プラン」の中に入れちゃって、それをこの基本計画ですよというふうに言えば、私はそれでいいと思ってるんですね。そういう方向でしょう。

石垣学校教育部長　　そうです、そういう方向です。

小田原委員長　ただ、これも何回も言っているので繰り返したくないのだけれども、生涯学習ということの考え方が多少ずれている、多少というか、大分かな。というふうに思うのです。だから、これはもう埋めようがないと思うので、しようがないかなとは思っていますけど。

どうですか、川上委員。

よろしいですか。こういう答申が出たので、これを基に我々としては生涯学習基本計画を「ゆめおり教育プラン」としてつくっていくのだと、「ゆめおり教育プラン」の中に生涯学習基本計画を盛り込んでいく。言い方はどういうふうになりますか。

桑原生涯学習総務課長　「ゆめおり教育プラン」と生涯学習プランとは、生涯学習プランは先ほど申しあげましたように、全庁的な部分がございますので、この中にも教育の部分がございましたので、それはその中に折り込んでいくということになるかと思えます。

小田原委員長　ということでございますので、よろしく願いいたします。

生涯学習総務課からの報告は以上ということで、よろしいですか。

それでは、ほかに何か報告する事項ございますか。

石垣学校教育部長　事務局の方からは、特にございません。

小田原委員長　事務局の方から、特にございません。

委員の皆様から何か御報告等ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　特にないようでございますので、予定した案件は以上ですべて終了いたしました。これをもちまして、本定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

【午後3時00分閉会】